アメリカ西海岸大学等のローライブラリー視察について (報告)

——— 報告会用改訂版 ———

成城大学 法学資料室 隈本 守

2013年10月11日

(2013/12/18 改訂)

# 目次

1.	視察	の目的と計画の経緯	3
2.	視察	行程の概要	4
3.	視察	『先の概要と各所感	5
	3-1.	ワシントン州立大学シアトル校各図書館視察	5
	3-2.	ワシントン州立大学シアトル校法律図書館視察	5
	3-3.	元 Jailhouse Lawyer の Dannenberg 氏から 刑務所法律図書館の話	6
	3-4.	スタンフォード大学図書館視察	7
	3-5.	スタンフォード大学法律図書館視察	8
	3-6.	カリフォルニア州立大学 Berkeley 校法律図書館視察	8
	3-7.	カリフォルニア州立大学 Hastings 校 Law Library 視察	9
	3-8.	ゴールデンゲート大学 Law Library 視察	. 10
	3-9.	San Quentin 刑務所法律図書館見学	. 10
	3-10.	カリフォルニア州立大学 Los Angeles 校	. 12
	3-11.	ロサンゼルス公立法律図書館視察	. 12
	3-12.	南カリフォルニア大学法律図書館見学	. 13
4.	視察	『についての観点と所感	. 14
	4-1.	法学データベースの普及と図書、冊子体資料について	. 14
	4-2.	情報収集と整理・学習・研究のための図書館から、発表支援まで行う図書館へ	. 14
	4-3.	図書館のサポートの変化と法律図書館について	. 14
	4-4.	社会、図書館における、法情報の位置づけについて	. 15
5.	まと	න	. 15
付	- 紀		16

#### 1. 視察の目的と計画の経緯

今回の視察は、成城大学法学部における資料室拡充移転プラン作成にあたり、今後 20 年程度の所蔵資料増加に対応する施設を整備することにより、今後 30 年程度の資料所蔵に対応することが学長より求められ、法学部としては近年の資料の電子化、冊子体資料から電子情報への移行も考慮し、この対応の検討が必要と考えた。ここではオープンな集密書庫での冊子体資料の利用と電子資料との融合による新しい法学資料室として、施設、設備と同時に利用者の学習、教育、研究の面においても画期的な対応が求められることとなり、その管理、運営、サービスについて事前の充分な理解と、法情報の今後のあり方、方向性についての慎重な調査、検討が求められる、との認識に立って行われたものである。

この理解と検討について参考としたのは、法情報の先進的利用が行われているアメリカの法 情報社会そのものと、これを支える以下の大学法学図書館などである。その筆頭として外せな い図書館が、ワシントン州シアトルにあるワシントン州立大学 Law Library: Marian Gould Gallagher Law Library である。ここはマイクロソフトの共同創設者として知られる Bill Gates(William H. Gates III)の財団(Bill & Melinda Gates Foundation)の支援を受けて 建てられたものであり、これからの電子化、コンピュータ社会を見据えた図書館としての構想 に基づいて、歴史と伝統、図書所蔵を誇る法律図書館が新装・改革された例として必見のもの と考えられる。またカリフォルニア州北部には全米屈指のローライブラリーとされるカリフォ ルニア州立大学 Berkeley 校の Law Library があり、ここでもこの 20 年、資料所蔵・利用環 境の拡充と電子化への様々な取り組みをしている。近くには Stanford 大学 Law Library もあ るが、ここはその蔵書で有名であるばかりではなく蔵書の電子化への取り組みについても全米 屈指の私立大学としての試みが見られる。また、歴史と伝統を誇る大規模大学ばかりではなく、 比較的都会型小規模の大学として、カリフォルニア州立大学 Hastings 校と私立の Golden Gate 大学の Law Library も対象と考える。 さらにアメリカにおける法情報への関心の高さの日本と の違い、法情報へのアクセスの必要性を示すものとして、刑務所の法律図書館の存在や公立法 律図書館の存在がある。このため、カリフォルニア州の重犯罪者収容施設としての San Quentin 刑務所の法律図書館と、この施設とその運営に携わる Jail House Lawyer と呼ばれ る囚人の法律図書館員の存在も背景理解の参考とすることとした。一方、公立法律図書館とし ては、カリフォルニア州南部 Los Angeles にある全米屈指の公共図書館 LA law library は公共 図書館としての制限の中で、法情報を社会に提供するものとして参考となる。最後に Los Angeles には Berkeley と同じカリフォルニア州立大学 Los Angeles 校や南カリフォルニア大 学がありこれらの Law Library も視察することとした。

このようにアメリカ西海岸には先進的な法律図書館や、伝統と歴史がありその蔵書において著名な法律図書館を含む多く法律図書館があり、それぞれがこれからの法情報の電子情報化への対応と棲み分け、所蔵図書の肥大化対策と利用者への法情報提供環境の改善策、を模索していること。公共図書館も含めてこの検討と実践・改装や改革が行われていること。日本とは異なり、市民レベルで法情報が求められており、法律図書館がこれに応えるものであること。ヨーロッパ、アメリカ東海岸などと比較すると日本からも近く、まとまった地域に多数の視察対象があることなどから、今回の本年度第一部の視察先として選定、構成されたものである。

#### 2. 視察行程の概要

8/26 日本時間 18:00 成田発

8/26 西海岸時間 10:30 シアトル着

11:30 ワシントン州立大学訪問 図書館員との会食

13:15 Odegaard Undergraduate Library 視察

14:00 Gallagher Law Library 視察

16:00 Suzzallo and Allen Libraries 視察

17:00 East Asian Library 見学

シアトル泊

8/27 午前中シアトル見学

午後サンフランシスコへ移動

**22**:00 元 Jail House Lawyer の Dannenberg 氏から刑務所法律図書館の話を聞くサンフランシスコ郊外泊

8/28 スタンフォード大学訪問

10:00 Robert Crown Law Library 視察

13:00 Cecil H. Green Library 視察

17:00 Terman Engineering Library 見学

サンフランシスコ郊外泊

8/29 カリフォルニア州立大学 Berkelev 校訪問

10:00 Law Library 視察

11:30 Law Librarian と会食(刑務所見学斡旋の Malcom Feeley 氏と挨拶)

13:30 カリフォルニア州立大学 Hastings 校 Law Library 視察

15:30 Golden Gate University Law Library 視察

サンフランシスコ泊

8/3013:30カリフォルニア州立 San Quentin 刑務所、刑務所法律図書館見学サンフランシスコの見学

17:00 刑務所見学に同行のメンバーと会食

サンフランシスコ泊

8/31 ロサンゼルスへ移動

15:00 カリフォルニア州立大学 Los Angeles 校 Law Library 見学

ロサンゼルスの見学

ロサンゼルス泊

9/1 ロサンゼルス郊外の見学

ロサンゼルス郊外泊

9/2 ロサンゼルス郊外の見学

ロサンゼルス郊外泊

9/3 15:00 ロサンゼルス公立法律図書館視察

17:00 南カリフォルニア大学法律図書館見学

ロサンゼルス見学

ロサンゼルス泊

9/4 西海岸時間 15:00 帰国搭乗 機内泊

9/5 日本時間 19:00 成田 帰国

#### 3. 視察先の概要と各所感

#### 3-1. ワシントン州立大学シアトル校各図書館視察

Odegaard Undergraduate Library Suzzallo and Allen Libraries East Asian Library

まず、この大学については、広大な敷地に、大変緑と自然 が美しいキャンパス、大学の歴史的建物群があり、教育研 究環境としてのすばらしさを実感するものである。この法

律図書館 Gallagher Law Library を視察する前に、アメリカの図書館として最も美しい図書館の一つとされるこの大学の総合図書館や、近年改装された学部学生用の学習用図書館などを、各図書館の案内で視察した。 Odegaard Undergraduate Library は学部学生の学習用図書館とされているが、近年、図書館改装の潮流となっている Learning commons や Research Commons などの「話をしながら学習できる場所がある図書館」としても近代的な設備を備えたものであり、リサーチアシスタントの充実が印象的であった。 Suzzallo and Allen Libraries は大学のメインライブラリとして荘厳な雰囲気を持つ Suzzallo Library と近代的な設備を備





える Allen Libraries からなるが、今回は Suzzallo Library は外観のみで Allen Libraries の一部を視察してきたにとどまる。また East Asian Library では、Suzzallo Library と共通の雰囲気を持つ室内に、中国、韓国、日本など東アジア関連の資料を提供する図書館として、歴史ある雰囲気の図書館であり、以前 Law Library として使われていたところである。







## 3-2. ワシントン州立大学シアトル校法律図書館視察 Gallagher Law Library

今回の視察の主たる対象の一つが、Gallagher Law Library である。この法律図書館は Coordinator of East Asian Library Services の Rob Britt 氏の案内で視察した。ここはビルゲイツ財団の支援を受け、近代的法律図書館の代表とされるものであり、建物は Micro Soft の Bill Gates



の父親の名前を冠して William H. Gates Hall と呼ばれ、確かに近代的であったが、法情報の

利用の面では、特に新しいものがあるというより、むしろ図書資料が非常に充実しており、今 後の継続的増加に対応可能な充分な設備を備える図書館との印象を強く受けた。この意味では 最新の法律図書館でも、法情報利用の面では、特に判例、法令等についてはデータベース等へ の移行がすすみ、利用者の判例集等についての図書資料の利用が減少している最近の状況にお いても、以前は同じ判例集を3セット以上受け入れていたものを、1セットにした程度にとど まり、依然図書資料の受入保存の必要性自体は継続していることを確認するものとなった。 この法律図書館においても、スペースの一部を学生が話しながら学習できるスペースに現在改 装中であったが、ここは図書館の設備としてではなく、学生団体のグループ学習スペースとし て設置されようとしているものであった。この意味では最近の図書館内のグループ学習、共同 研究スペースとは性質が異なるものといえるが、このような場所のニーズの高まりを反映する 一例のようにも思えた。







#### 3-3. 元 Jailhouse Lawyer の Dannenberg 氏から 刑務所法律図書館の話

アメリカにおいては大学に限らず、法律図書館が非常に よく整備されていることは周知のことであるが、カリフ オルニア州でもCounty毎に公立の法律図書館を整備す ることが法律により義務づけられている。同様に刑務所 においても法律図書館ないし、相応の法情報にアクセス できる環境を囚人に提供することが義務づけられてい ることは、日本とは法情報の位置づけそのものが社会に おいて違っていることを物語るものといえる。今回 San

Quentin 刑務所の法律図書館で23年間の服役中8年間「刑務所の法律家(Jailhouse Lawyer)」 と呼ばれ、2009年に仮釈放されたJohn Dannenberg氏から、囚人に対する法情報提供の実像、 経緯、重要性、難しさ、概要、サポートの方法、資料、データベース利用の状況等について話 を聞く機会を得た。また同氏からは、渡米前より資料を受け取り、状況の説明等を受けていた こともあり、今回の刑務所の法律図書館視察とあわせて、アメリカにおける自由と刑罰の考え 方の日本との違い、そこでの法情報の位置づけ、意味の違いを事前に理解しておく上で大いに 参考となるものであった。この事前準備と話を聞けたことは、各大学等の法律図書館を視察す る上で、その背景にある社会の法情報に対する認識の違いを踏まえておく上で、大きな意味を 持つものとなった。

### 3-4. スタンフォード大学図書館視察

Cecil H. Green Library Terman Engineering Library

スタンフォード大学は西海岸の総合私立大学として全米、世界的に知られるところであるが、その蔵書もすばらしいものであった。今回は Law Library 視察に先立ち中央図書館の Cecil H. Green Library、図書を置かない図書館として知られる工学系図書館のTerman Engineering Library を見学してきた。この視察は当初、図書館員の案内を受けての視察となる予定であったが、刑務所図書館の日程が変更となった関係で、案内を受けずにフリーツアーのかたちでかつ時間的にも短時間のなったことは残念なところである。Cecil H. Green Library は伝統的図書館に新しい図書館が併設されるかたちで巨大な図書館となっていた。





そもそもスタンフォード大学には Law Library も含めて 25 の専門図書館、教育図書館や保存図書館があり、これらが連携されて運用されていることからスタンフォード大学の図書館、法律図書館がどのような状態か、ということを視るには別に数日を要するものと思えた。特に印象的で、残念であったのが「Auxiliary Library(補助図書館)」を視察できなかったことである。この補助図書館は利用頻度が少ない図書を書庫として所蔵しつつ、図書館として利用できるようにしたものも含め、各図書館と連携するかたちで 3 館設置されていた。

また、Terman Engineering Library は、図書がない図書館として知られるものであるが、時間の制約からあまり見ることができなかったとはいえ、見えていた範囲では図書、資料等もそれなりに整備されており、図書館というより資料室という感じのものであった。

全体としては、想像を含む概観となるが、利用が多い図書、資料を各図書館に置き、データベース等の利用も含めて、そのサポートを充実させると同時に、図書館としてのアーカイブ機能は大学として Auxiliary Library によるものとし、こちらで別に利用に供するという方向性がとられているように思えた。

#### 3-5. スタンフォード大学法律図書館視察

Robert Crown Law Library

前述のスタンフォード大学の専門図書館の一つとして、カリフォルニア州で最も充実した Law Library のひとつとされるものである。この法律図書館は講師の Paul Lomio 氏の案内で視察した。事前の Lomio 氏とのメールのやりとりで、現在法律図書館はスタンフォードも含めて、どこも財政上の問題やデータベース



の利用などから縮小傾向にあるとの話があったが、実際に見てみると、先のワシントン州立大学同様、複数冊重複購入していた判例集等を1部のみの購入とし、あるいはデータベースで利用可能となったルーズリーフ式資料をデータベースのみに切り替え、加除を中止するなどの縮小が中心的であった。が、Regional Reporter や他州の判例などを中止していたことは、成城大学でも同様の処置を数年前に行っていたため、スタンフォードでさえも、と考えると大きな縮小といえるものに思えた。とはいえ、日本の法律書、法学雑誌などの外国法の資料も含め、その充実具合はすばらしいものであり、とても縮小し、あるいは古い分、利用が少ない資料は大学の補助図書館に移管されている、とは思えないほどの膨大な資料が利用できるようになっていた。

いまひとつ気がついた点として、法律図書館はスタンフォードも含めて、プレゼンテーションの練習、学習のためのスペース、ブースや、くつろぐことができるスペースはあるが、近年一般の図書館で流行のラーニングコモンズやインフォメーションコモンズなどが形式的に取り入れられたところは見られず、くつろげるスペースで話をすることにより、知的交流をはかる本来の姿を保っており、学習、研究はデータベース、Laptopが利用されるようになってはいるが、基本的には、従前の環境のなか、個人ベースで行われているように思えた。







## 3-6. カリフォルニア州立大学 Berkeley 校法律図書館視察 Law Library [Boalt Hall]

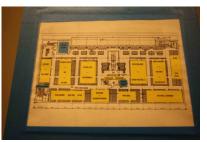
私学のスタンフォードに対して州立のバークレーであるが、 カリフォルニア随一の法律図書館とされるところだけにそ の所蔵量、利用環境ともに圧倒的なものがある。また、こ れが一般に公開されている点も特筆に値する。6年前にここ



を訪問したとき、すでにリノベイトされていた状況に驚いていたが、今回はそのときの新しい







施設からさらにまた全く新しい施設にリノベイトされていた。Main Reading Room こそ以前の場所に、以前の雰囲気を残して維持されているものの、Law Library そのものは新たな建物の地下に2階分のスペースをとって拡大移転されていた。ここは Director の Kathleen Vanden Heuvel 氏と法学部講師の Charles J. McClain に案内をして頂いて視察した。落ち着いた明るい雰囲気の地下 1 階の Reading Space と、地下 2 階の圧巻の未来的な集密書庫とその中にある落ち着いた伝統を感じさせる Reading Space はそのコントラストとともにすばらしいものであった。まだ工事中の箇所もあるが、見る限り、教室、学習環境のリノベイトと併せて行われており、Law School と Law Library が一体として考えられている点においても参考になるところであった。

## 3-7. カリフォルニア州立大学 Hastings 校 Law Library 視察 UC Hastings Law Library

カリフォルニア州立大学の一部ではあるが、バークレーや UCLA などの UC の 10 のキャンパスとは異なる小規模の、 サンフランシスコの街中にある法律単科の大学院大学である UC Hasting college of Law の Library である。今回の視察は 成城大学の法学資料室における法情報の扱い方、ならびに提



供のあり方について検討をするための視察であることから、バークレーやスタンフォードといった大学に偏らず、Hastingsのような中小規模の大学の法律図書館の視察も意味があると考えたところである。Hastings はバークレーなどと比較すると確かに小規模な大学であるが、





その法学校としての歴史はバークレーの Law School より古く、貿易などにおいて世界的都市となっていたサンフランシスコでの法律実務家などの養成に歴史をもつものである。この法律図書館では Faculty Services and Reference Librarian の Chuck Marcus 氏に案内して頂いて視察をした。小規模の単科大学院大学の法律図書館とはいえ、その歴史もあり、むしろ驚くほどよく整備された法律図書館であったことが印象に残る。

## 3-8. ゴールデンゲート大学 Law Library 視察 GGU Law Library

Hastings 同様サンフランシスコの街の中にある私立の会計、ビジネス、法学を中心とした小規模な大学の法律図書館である。この法律図書館は Director の Prof. Michael Daw 氏に案内して頂いて、財政上の問題のこと、学習スタイルと環境の変化のこと、変化していないこと、データベースと図書・冊



子体資料のことなどをずっと話しながら見学し、大変興味深いものとなった。元々この法律図書館を視察することとしたのは、バークレーやスタンフォードといった有名大学とは異なる大学で、卒業生も司法試験に通っても必ずしも法曹として成功するものではなく、法律関係職にすら就かないものも多い大学の一例として、というものであった。しかしながら視察して判ることは、どのような大学であっても、法学を学ぶ環境を提供する以上、その資料の整備とサポート体制については、充分に充実した環境が整備されるものである、ということであった。また教え方、学生の学習についても有名校と特に変わることなく、Law Library の Main Reading Room のみを見ていると、違いがわからない程であったことが印象に残る。





#### 3-9. San Quentin 刑務所法律図書館見学

#### Law Library in San Quentin Prison

当初 28 日に予定していた見学であるが、27 日になってシアトルでこの日、30 日の視察が可能 とのことで予定を変更し、視察してきたところである。州立刑務所の中でも重犯罪者を収容す る施設として有名なこの刑務所は同時に、法律図書館の整備など、刑務所内の収容環境の整備 において先進的な施設としても著名な施設である。刑務所内での撮影、カメラ等の持ち込みが規制されていることから写真は撮影できていない。この施設は広報官の Sam Robinson 氏の案内で視察したが、この手配には UC Berkeley の刑事法学者Malcom Feeley 氏と同刑務所の Patten University at San Quentin の Director であり Prison University Project のExecutive Director である Jody Lewen 氏の尽力を受けた。また貴重な機会として、青山学院大学法科大学院の教授で Feeley 氏の学生でもあったことから、今回 Feeley 氏に依頼をして頂い



た宮澤節生氏、その学生であった白鴎大学の平山真理氏とともに見学することとなった。

刑務所の図書館自体、十分に整備されない日本において、囚人の権利として図書館を利用することや、法律図書館を刑務所内に整備するなどして、囚人が法情報を利用する環境を整備することを判例で認め、この判例に基づく法整備が行われて刑務所内に図書館と法律図書館が整備されていること自体、法情報の必要性の認識の違いを理解する上でも、この運用、利用状況を視察することは大変大きな意義があるものと考えた。ここで整備、利用状況までを述べることは出来ないが、法令により整備すべき法情報資料が定められ、その法情報を囚人が活発に利用し、刑務所内の処遇改善の訴訟をおこし、自身の裁判の用意をし、あるいは自身の一般的法律問題に対処する様子と、それがJailhouse Lawyerと呼ばれる法情報収集と利用のサポートをする囚人によって活用されている様子は、法によって自身の権利を守り、勝ち取るアメリカにおける法と人との関係、人にとって法情報がいかに重要視され、それが根付いているものか、を示す一例として、日本における法情報と人との関係との違いを理解する一例として参考となるものと思えた。

同時に、このような法情報を利用した活動により、囚人からの多くの訴訟の対応に苦慮し、新たにこの訴訟を制限する方策を講じ、あるいはその訴訟の結果、囚人の収容環境の改善の為、4万6千人に上る囚人の釈放を命ずる判決が出され、この対応に今まさに苦慮している矯正局の様子、その対応の遅れを指摘し、これに抗議して視察滞在中刑務所で行われていた囚人のハ

ンガーストライキのニュースなど、考えさせられるものが大きいところであった。

さらに、この視察では刑務所内の法律図書館、図書館に限らず、刑務所内の各所、囚人の新聞編集室、囚人が教育を受ける大学、数百名にのぼる死刑囚が収容されている様子、死刑執行室前の様子、囚人の監房の様子、囚人の生活の様子などを見ることができ、それぞれのところで様々な囚人から自由に話しを聞くことができたことも日本の刑務所の様子、刑罰の考え方などに、大きな、そしてなにか根本的な違いがあることを考えさせられるところであった。



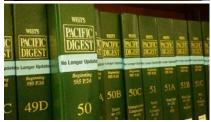
#### 3-10. カリフォルニア州立大学 Los Angeles 校

#### Robert Crown Library

UCLA の略称で有名な州立大学の法律図書館であり、北のバークレー、南の UCLA として扱われることも多いが、確かにその蔵書、利用環境ともに極めて充実したものである。この法律図書館については特に案内をお願いすることなくフリーツアーのかたちで視察した。

ここでもデータベースで利用できる資料などについては継続更新を止めている資料も散見されたとはいえ、同法律図書館のホームページで確認してみても集密書架がなく、全体として、4階分程の広大なエリアに余裕を持って配架されているように見えた。継続受入資料がどの程度停止されているのかは不明であるが、全体としてはやはり閑静な落ち着いた環境での図書利用中心の図書館、というものを重視していることが伺えるものであった。













#### 3-11. ロサンゼルス公立法律図書館視察

#### LA Law Library

公立の法律図書館というもの自体、日本では珍しく、 最高裁判所図書館や法務図書館などはあるが、これら はいずれも一般利用が認められているとはいうものの、 教育、研究等の目的に制限があり、一般の人の利用が



認められているとは言い難い。これに対して、カリフォルニア州法において、各郡に設置が義務づけられる公立の法律図書館は、一般の人々が法情報にアクセスする権利を担保することを目的とするものであり、日本の公立法律図書館とは別物といえる。もちろん裁判官、弁護士等の法律専門家をサポートする機能ももっており、区別された利用環境が提供されている。

今回視察したロサンゼルスの公立法律図書館は、同様の公立法律図書館として全米 2 位のものとされ、その所蔵資料規模、サポート体制は、西海岸の有名大学を見学してきたものにとっても驚くほどのものであり、こちらの図書館員によると「バークレーにはかなわないが、スタンフォードよりは上」とされるほどのものであった。この法律図書館は Reference & Research

の Director を勤める Ralph Stahlberg 氏他の案内で視察してきた。設立当初は裁判所の図書館、資料館として、裁判に必要となる判例、法令等の資料を裁判関係者のために用意し、訴訟資料等の裁判関連資料を保存する施設として作られたものであるが、数年後には一般に開放されている。また、ここで興味深い点のひとつは、その運営費用に裁判所における民事訴訟の訴訟費用の一部があてられていることであり、図書館員によると、「このため他の図書館のような財政上の問題は少ない」とされていた点である。このような歴史を背景として、市民のための法情報提供機関として、法律図書の整備と法情報へのアクセス環境、サポート環境が整備され続けている。また驚くべき資料の整備を象徴するものとして、各国の法律書、法律関連資料が国別に、1時間ほどで法律図書を通して世界一周したような気になる程、非常によく整備されていたことが印象的であった。





#### 3-12. 南カリフォルニア大学法律図書館見学

Gabriel and Matilda Barnett Information

Technology Center & The Asa V. Call Law Library 南カリフォルニア大学はロサンゼルスにある私立大学であり中規模の大学とされるところであるが、やはりその法律図書館も極めて充実したものであった。この図書館も UCLA 同様、予約をせず、案内を受けないフリーツアーのかたちで見学してきた。有名な大規模大学と小規模な大学の間の中規模の法律図



書館の例として視察したところであるが、大規模な法律図書館ほど各国の資料があるわけではなく、小規模の法律図書館より資料が多い、というほどでもないように思えた。ただ、この図書館を見て特徴的と思えたところは、他の大学の法律図書館より、教育環境に近い法律図書館に思えた点である。Faculty Staff と Law Librarian の関係や、教室などの学部の施設と Law Library が渾然一体として運用されていたように思えたのである。その現れとしてこの法律図書館は「Gabriel and Matilda Barnett Information Technology Center & The Asa V. Call Law Library」という施設となっていた。

#### 4. 視察についての観点と所感

#### 4-1. 法学データベースの普及と図書、冊子体資料について

近年法学データベースの普及に伴い、判例、法令についてはアメリカでも日本でもデータベースから利用できる情報が増えてきている。この関係で判例、法令のデータベースを契約し、そこで利用できる判例、法令を収録する判例集、法令集は継続する必要がないのではないか、との考えを持つものもある。今回の視察においても、アメリカの法律図書館、特に大学の法律図書館の利用者である学生などは、判例、法令は基本的に Westlaw などのオンラインデータベースを利用するので、冊子体の判例集、法令集等の利用は減少している、とのことであった。このようなデータベースの整備と利用状況を踏まえ、ここに財政上の問題を考慮し、複数部(学生用、教員用、保存用など3部以上)継続購入していた判例集を法律図書館内で一部のみの継続購入とするケースや、自分の州を含むもの以外のアメリカ諸地域の判例集の継続購入を停止している法律図書館、ルーズリーフや追録式資料であったものがデータベースで利用出来るようになったものを停止している大学は有名大学も含めて多数見受けられた。

一方、忘れてはならないことは、図書等冊子体資料を利用者が利用して情報収集をし、考えを まとめることが中心であった時代には、図書館員が資料収集の段階で自然に情報収集方法等の サポート、アシストをすることが出来ていたところ、個人がパソコンでデータベースを利用し 情報収集をすることが増えるに伴い、このような機会をどのように提供するかが、新たな課題 として求められており、このために別にパソコンを並べた部屋、場所を用意し、そこで利用方 法を教え、通常利用においてもアシストできる体制を確保していたことである。

#### 4-2. 情報収集と整理・学習・研究のための図書館から、発表支援まで行う図書館へ

いずれの法律図書館も伝統的に、個人が静かに、情報収集、整理、学習、研究をするためのスペースが、コンパートメント形式や 10 人程度用の長く広い机の形式で確保されているが、同時に電子的、古典的製本等の機材を用意し、利用出来る設備を備え、あわせて 4、5 人から 7、8 人でプレゼンテーション等の発表をし、他者の意見を聞くスペースが用意されていた。これも機材等は新しいものを備えるところが多いが、場所としては特に現代的なものではなく、法律図書館には当然に備えられているものと考えられているように思えた。

#### 4-3. 図書館のサポートの変化と法律図書館について

図書館においてラーニングコモンズなどの動きが潮流としてみられるが、法律図書館においてはどうか、という問題がある。視察したいずれの図書館においても、発表準備のための小教室のようなものは整備されているが、議論をしながら情報収集をはかる場としてのラーニングコモンズへの動きは見られなかった。ただ、多くの法律図書館にソファーを備えた談話、読書スペースが設けられており、実質的にはそこで話をして発想を得ることが出来るような場所があった。あるいは法律図書館のすぐそばに喫茶スペースがあり、このような場所が昔から既にあったラーニングコモンズないしインフォメーションコモンズとして機能してきたものではな

いかと考える。

#### 4-4. 社会、図書館における、法情報の位置づけについて

有名大学の法律図書館、中規模ないし小規模な大学法律図書館にはじまり、大規模な公共法律図書館、小規模な公共法律図書館、さらに刑務所に設けられる法律図書館、そしてそれぞれの法律図書館を利用して法情報を利用する本当に幅広い人々、そこで法情報ポートをする人々を見てきて思うことは、社会の隅々まで法情報が求められ、利用されており、これを利用できる環境、サポートする環境がよく整備されているということである。この点では、法科大学院を増やし法曹数の増加を図ってきた日本の発想の元を見る思いがすると同時に、現実に利用する人の少なさ、社会における法情報の求められ方、言い換えると法が人々に求められるものとしての位置づけの違いを実感するところであり、これからの課題と考えるところであった。

#### 5. まとめ

#### 成城大学法学資料室地下拡充移転に向けての視察として

多様な法律図書館を視察し思うことは、いずれの法律図書館もこれまでとってきた方針、そし てこれからとっていこうとしている方針は共通しており、それは成城大学の法学資料室の方針 と変わらない、ということである。少し具体的に見ると、スケールの違いこそあれ、国内の法 情報資料については財政的、スペース的に可能な範囲で出来る限り網羅的に収集するとする資 料収集方針がひとつ。次に、データベースの普及とスペース不足・財政逼迫により資料の継続 を中止・停止する際の選定基準から見た継続中止の方針。そして、データベースとパソコン・ タブレットを利用する時代の情報収集から整理、プレゼンテーションまでの情報提供の方向性。 さらに、製本機・コピー機・スキャナ・ネットワークなどの情報整理ツールとこのサポートま でを、利用環境として提供しようとしていること。これらは、成城大学の法学資料室が、参考 図書以外に基本的には単行本図書を所蔵しないこと、落ち着いた雰囲気を持っていないこと、 とにかくサポートする人員が少ないこと、現状では極めて利用しにくくなっていることを除け ば、今回視察してきた立派な図書館の、ミニ版と思えたところであった。逆に考えると、この 拡充移転の機会に、利用者がスムーズに資料、情報を利用出来るようにし、話が出来るスペー スなどの環境を整備し、利用者へのサポートを充実するようにできれば、より充実した資料室 にできる。この確認が出来たことと共に、これらはいずれも拡充移転計画において検討して頂 いていることから、この実現に向けて有意義なものとなったと考える。

付録

